

令和3年4月21日

市政記者各位

福岡市水道局
(公財) 福岡市水道サービス公社

個人情報の不適切な取扱いについて

(公財) 福岡市水道サービス公社(以下「公社」という。)から水道メーターの取替等に関する業務を受注している事業者(以下「受注業者」という。)において、個人情報の不適切な取扱いに関する事案が発生いたしました。関係者の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

記

1 事案の概要

- ・受注業者の下で、当該業務に従事している工事従事者が、事務所を整理した際に、業務に係る個人情報に記載された書類を誤って不用となった家具などとともに、令和3年4月8日(木)から9日(金)にかけて不用品回収業者に引き渡し、その回収業者が宗像市の自己所有の土地に運搬したものです。
- ・4月10日(土)に、不用品回収業者の隣接地を借りている方が境界付近にあった書類の存在に気づき、書類を回収するとともに、4月12日(月)に、その方から水道局及び公社に通報があったものです。

2 事案発生後の対応

- ・通報者が保管していた関係書類は、すべて水道局及び公社にて回収しています。
- ・また、現場周辺を数度にわたり搜索し、回収漏れがないことを確認しています。
- ・なお、これまでに今回の事案に関連して、関係する個人情報が、別の目的で使用された事実は確認されておりません。

3 個人情報

(1) 件数

- ・2,601件(※法人含む。平成23、25、26、27年度、及び令和2年度の書類)

(2) 内容

- ・住所、氏名及び電話番号(※特定個人情報は含まれておりません。)
- ・その他、お客さま番号や給水管口径など水道メーター取替業務に関する情報

4 事案の発生原因

- ・個人情報に関する書類については、公社と受注業者が締結した契約書において、業務終了後には、返還又は廃棄しなければならないこととされておりますが、当該工事従事者が適切に取り扱わなかったこと。及び公社から受注業者への個人情報の取扱いに関する指導・監督が十分でなかったことが原因です。

5 受注業者、公社及び関係職員への措置

- ・今回の事案において、書類の適切な管理について責任を有する受注業者 5 社に対して、当該工事従事者への指導・監督など、受注業者において個人情報の適切な取扱いがなされていなかったことを踏まえ、契約違反として、1 カ月の競争入札参加停止の措置を行いました。（本日、併せて公表しております。）
- ・水道局から公社に対しては、受注業者に対する指導・監督及び個人情報に関する書類の返還・廃棄等の確認が不十分であったことから、業務改善を行うよう指導するとともに、関係職員に対して厳重注意処分を行いました。

6 お客さまへの対応

- ・今回の事案に関係するお客さまに対して、今回の経緯について説明し、謝罪するための文書を送付しております。

7 再発防止策

- ・公社から受注業者に提供した個人情報に関する書類は、すべて公社に返還することとし、管理簿による管理を徹底します。
- ・受注業者に対して、工事従事者をはじめ社内での個人情報に関する研修の実施、チェック体制の構築を指導します。
- ・今回の事案を踏まえ、水道局及び公社の全所属において、個人情報の適正管理が行われているか改めて点検するとともに、全職員に対して個人情報の適切な取扱いに関する指導・研修等を行います。